

下野市分別収集計画

第9期計画
(2020～2024)

令和元（2019）年7月

下野市環境課

目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	9

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。生産・流通・消費の過程の中で、環境や資源に配慮して、ごみの発生を抑制し、併せて再資源としての利用を促進する環境への負荷の少ない社会をつくっていくには、社会構成の主体である市民・事業者・行政の3者がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となる。

本市の廃棄物について、南河内・国分寺地区は小山広域保健衛生組合において、石橋地区については宇都宮市及び小山広域保健衛生組合において適正に処理されている。

平成28年度に小山広域保健衛生組合の南部清掃センターが稼働を開始し、市内のプラスチック製容器包装の処理を同施設で行っている。また、平成31年度から小山広域保健衛生組合のリサイクルセンター稼働に伴い、同施設でプラスチック製容器包装を除く容器包装廃棄物の処理を開始した。

この計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、排出されるごみの中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図ることを目的として、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

この計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

この計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 容器包装廃棄物の分別収集と再商品化、及び資源再利用促進化の取り組みの推進
- (3) 市民・事業者・行政の適切な役割分担による一体的なリサイクル運動の推進
- (4) 周辺市町との広域的な取り組みの推進

3 計画期間

この計画の計画期間は令和2（2020）年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

この計画は、容器包装廃棄物のうち、つぎの品目を対象とする。

- ・ スチール製容器
- ・ アルミ製容器
- ・ ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- ・ 飲料用紙製容器
- ・ 段ボール
- ・ ペットボトル
- ・ プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
容器包装廃棄物	2,322 t	2,316 t	2,309 t	2,302 t	2,292 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

1	エコ（ショップ&オフィス）認定制度の推進	ごみの減量化や分別に積極的に取り組む店舗（事業所）を認定し、広く市民に周知して利用促進を図る。
2	不用品リサイクルの推進	広報誌及び市ホームページに「不用品リサイクル情報」を掲載し、市民間でのリサイクルを推進する。
3	マイバッグ運動の推進	栃木県、市町、事業所、消費者団体が参加する協定に参加し、マイバッグ持参を呼びかけるとともに、レジ袋の削減に取り組む。
4	商品選択におけるごみの減量化の推進	簡易包装の商品やリターナブル容器を用いた商品の選択によるごみの減量化を呼びかける。
5	資源回収報奨金制度の利用促進	地域住民による集団回収の取り組みを支援する。
6	指定ごみ袋の導入	指定ごみ袋を導入して、ごみの減量化や分別意識の高揚を図る。
7	その他の啓発発動	市民や事業者には認識を深めてもらうため、ごみの排出量及び処理経費の実態、最終処分場のひっ迫等、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供する。さらにごみ排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、並びにごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び民間のリサイクル施設の整備状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集の分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 主としてガラス製の容器で無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器で茶色のガラス製容器 主としてガラス製の容器でその他のガラス製容器	びん・缶
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
主としてスチール製の容器	93.0t		93.0t		92.0t		92.0t		92.0t	
主としてアルミ製の容器	111.0t		111.0t		110.0t		110.0t		109.0t	
無色のガラス製容器	(合計) 36.0t		(合計) 36.0t		(合計) 36.0t		(合計) 36.0t		(合計) 35.0t	
	(引渡)量 36.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 36.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 36.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 36.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 35.0t	(独自)処理量 0.0t
茶色のガラス製容器	(合計) 69.0t		(合計) 69.0t		(合計) 69.0t		(合計) 68.0t		(合計) 68.0t	
	(引渡)量 69.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 69.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 69.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 68.0t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 68.0t	(独自)処理量 0.0t
その他のガラス製容器	(合計) 121.0t		(合計) 121.0t		(合計) 120.0t		(合計) 120.0t		(合計) 119.0t	
	(引渡)量 27.4t	(独自)処理量 93.6t	(引渡)量 27.4t	(独自)処理量 93.6t	(引渡)量 27.0t	(独自)処理量 93.0t	(引渡)量 27.0t	(独自)処理量 93.0t	(引渡)量 26.8t	(独自)処理量 92.2t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	4.0t		4.0t		4.0t		4.0t		4.0t	
主として段ボール製の容器	280.0t		279.0t		278.0t		277.0t		276.0t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t		(合計) 0.0t	
	(引渡)量 t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 0.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 0.0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 334.0t		(合計) 333.0t		(合計) 332.0t		(合計) 331.0t		(合計) 329.0t	
	(引渡)量 t	(独自)処理量 334.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 333.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 332.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 331.0t	(引渡)量 t	(独自)処理量 329.0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 699.0t		(合計) 697.0t		(合計) 694.0t		(合計) 692.0t		(合計) 689.0t	
	(引渡)量 699.0t	(独自)処理量 t	(引渡)量 697.0t	(独自)処理量 t	(引渡)量 694.0t	(独自)処理量 t	(引渡)量 692.0t	(独自)処理量 t	(引渡)量 689.0t	(独自)処理量 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量 t	(独自)処理量 t	(引渡)量 t	(独自)処理量 t	(引渡)量 t	(独自)処理量 t	(引渡)量 t	(独自)処理量 t	(引渡)量 t	(独自)処理量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、2018年度の分別基準適合物等の収集実績に人口変動率を乗じ、2020年度以降の分別基準適合物等の量を算定した。

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
58,785人 (対前年度比)	58,587人 (対前年度比)	58,388人 (対前年度比)	58,190人 (対前年度比)	57,917人 (対前年度比)
99.66%	99.66%	99.66%	99.66%	99.53%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う（下記表のとおり）。
また、引き続き自治会や各種団体による集団回収を実施する。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器 アルミ製容器	びん・缶	市による定期収集	小山広域保健衛生組合
			市民の集団回収	民間業者
ガラス	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん・缶	市による定期収集	小山広域保健衛生組合
			市民の集団回収	民間業者
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	小山広域保健衛生組合
			市民の集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール	市による定期収集	小山広域保健衛生組合
			市民の集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	雑紙	市による定期収集	小山広域保健衛生組合
			市民の集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	小山広域保健衛生組合
			市民の集団回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市による定期回収	小山広域保健衛生組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

選別・圧縮・保管を小山広域保健衛生組合のリサイクルセンター及び南部清掃センターにて行う。なお、平成31年度からは小山広域保健衛生組合のマテリアルリサイクル推進施設が稼働予定のため、市内全域のプラスチック容器包装以外がそこで処理される。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	びん・缶	南河内・国分寺地区 コンテナ 石橋地区 ポリカゴ	塵芥収集車 (委託車)	小山広域保健衛生組合
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	塵芥収集車 (委託車)	小山広域保健衛生組合
段ボール	ダンボール	ひもで縛る		
その他の紙製容器包装	雑紙	ひもで縛る		
ペットボトル	ペットボトル	回収ネット	塵芥収集車 (委託車)	小山広域保健衛生組合
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	透明・半透明の袋	塵芥収集車 (委託車)	小山広域保健衛生組合

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効性のあるものとするため、次の取り組みを進める。

- (1) 「ごみのルールブック」を作成して全戸配布し、ごみの出し方の周知徹底を図る。
- (2) 容器包装廃棄物が適正に排出されるように、広報誌及び市ホームページにて啓発を行う。
- (3) 自治会、子供会育成会等の資源集団回収実施団体に対して報奨金を交付し、その活動を支援する。
- (4) 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するための指導を行う。
- (5) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を記録・確認し、3年後の計画改定時には、その記録をもとに事後評価を行うこととする。